

中央市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領

平成24年12月28日

告示第123号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が発注する建設工事、物品の購入及び業務委託等(以下「案件」という。)について、本市の入札参加資格が認定された者に対し、条件を付して実施する一般競争入札に関し、入札参加者の申請手続等の負担を軽減し、入札への参加機会の確保及び入札・契約事務の効率化を推進するとともに、入札並びに契約手続きの一層の透明性、公平性、公正性及び競争性の向上を図ることを目的に、事後審査型条件付き一般競争入札(以下「事後審査型入札」という。)を実施するため、中央市財務規則(平成18年中央市規則第39号。以下「財務規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 事後審査型入札の対象となる案件は、予定価格が原則として3,000万円以上の建設工事若しくは特殊性又は専門性の事情により事後審査型入札にすることが適当と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる案件については、対象としないものとする。

- (1) 緊急を要する案件
- (2) 特殊な工事で施工能力を有する業者が限られ、事後審査型入札による効果が期待できないと認められる案件
- (3) その他事後審査型入札とすることが不適当と認められる案件

(入札公告)

第3条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定に基づく入札公告(以下「公告」という。)は、中央市公告式規則(平成18年中央市規則第1号)によるほか、次に掲げる方法により公告するものとする。

- (1) 中央市ホームページ(以下「ホームページ」という。)
- (2) 管財課での掲示

(入札参加資格要件)

第4条 事後審査型入札に参加できる者は、中央市入札参加資格審査登録業者一覧表に登載されている者で、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者であって、同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていないもの
- (2) 中央市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成18年中央市訓令第35号)の規定に基づく指名停止の措置期間が含まれていない者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされている者にあつて、手続開始決定後に競争入札参加資格の市長の再認定を受けているものはこの限りでない。
- (4) 入札日において、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者
- (5) 入札日前6箇月以内に手形又は小切手の不渡りを出していない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でない者
- (7) その他市長が定めた資格を満たす者

2 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の場合は、当該共同企業体の構成員について、前項各号の規定を準用するものとする。

(市長が定める資格)

第5条 市長は前条第1項第7号の資格を、施行令第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、案件ごとに定め、公告するものとする。

2 市長は、前項の資格を定めるときは、中央市入札参加者選考委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て決定するものとする。

(共同企業体に発注する場合の取扱い)

第6条 共同企業体に発注する対象工事については、この告示に定めるもののほか、中央市特定建設工事共同企業体取扱要綱(平成21年中央市告示第34号)に定めるところによる。

(入札参加等)

第7条 事後審査型入札に参加しようとする者は、中央市事後審査型条件付き一般競争入札参加申出書(建設工事用)(様式第1号)、中央市事後審査型条件付き一般競争入札参加申出書(物品購入、業務委託用)(様式第2号)又は中央市事後審査型条件付き一般競争入札参加申出書(共同企業体用)(様式第3号。以下これらを「申出書」という。)を公告した期日までにファクシミリにより提出するものとする。

2 前項における申出書の提出方法は、公告及び別に定める中央市事後審査型条件付き一般競争入札共通説明書(以下「共通説明書」という。)に記載するものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第8条 入札保証金及び契約保証金は、財務規則に定めるところによるものとし、この旨は公告において明示するものとする。

2 入札保証金は、落札者に対しては契約保証金の納付後(契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合にあつては、当該担保の提供後)、その他の者に対しては落札者の決定後に返還するものとする。

(設計図書等)

第9条 設計図書等の貸出方法については、公告に記載するものとする。

2 設計図書等に関する質問は、公告に示した期間及び場所において受け付け、当該質問に対する回答を公告に示した日時までに質問者にファクシミリにより書面にて回答するとともに、ホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

(入札等)

第10条 入札の執行回数は、1回とする。

2 入札した結果、入札参加者が1者の場合にあつても、失格や無効でない限り、一般競争入札の競争結果とみなし、入札は成立したものとする。ただし、最低入札参加者数を確保する入札にあつては、入札公告等にその旨を明示するものとし、当該入札において最低入札参加者数が確保できない場合は、当該入札を中止するものとする。

3 入札参加者は、指定された入札書(様式第4号)を使用するものとする。

4 提出した入札書の手換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(公正な入札の確保)

第11条 入札参加者は、次に定めるもののほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

(1) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(2) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(3) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者を探る行為をしてはならない。

(入札の延期又は中止)

第12条 市長は、天災等の不可抗力による場合、入札参加者が連合し、若しくは不穏な行動をなす場合等、やむを得ない理由により入札を執行できない場合又は入札を公正に執行することができない恐れがあると認めたときは、既に公告に付した事項の変更、当該入札の延期又は中止をすることができるものとする。これらの場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても市は弁償の責任を負わないものとする。

(入札の辞退)

第13条 入札参加者は、入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式第5号)を入札日時までに提出するものとする。

2 入札を辞退した者が、これを理由として辞退以後に不利益な取扱いを受けることはないものとする。

(無効の入札)

第14条 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がしたとき。
- (2) 財務規則第160条の適用がある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
- (3) 記名及び押印を欠いていたとき。
- (4) 金額が訂正されていたとき。
- (5) 金額がゼロのとき。
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- (7) 明らかに連合によると認められるとき。
- (8) 同一の入札で、資本的關係又は役員等人的關係(夫婦、親子及び兄弟姉妹關係を含む。)がある者が一緒に入札したとき。
- (9) 同一の入札で、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく中小企業等協同組合とその組合員が一緒に入札したとき。
- (10) 予定価格事前公表の入札において予定価格を超えたとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反したとき。

(入札及び開札の立会い)

第15条 入札参加者は、代理人を定めて入札及び開札に立ち合わせる場合並びに第17条第4項に規定するくじ引きを行わせる場合は、委任状(様式第6号)を持参させなければならない。

(代理人)

第16条 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人となることはできない。

2 入札参加者は、施行令第167条の4の規定に該当する者を参加者の代理人とすることができない。

(開札)

第17条 入札事務担当者は、開札した後、予定価格の制限の範囲内(最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内)で最も低い価格で入札した者から順に第3番目までの者を落札候補者とし、価格の低いもの順にその入札価格及び落札候補者の名前を読み上げ、落札を保留し、最低価格の落札候補者から順に入札参加資格要件等の審査を行い、後日落札決定する旨を宣言し、開札を終了するものとする。

2 予定価格を超えた価格での入札、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格より低い価格での入札をした者は失格とする。

3 低入札価格調査基準価格を設けた場合にあっては、第1項の落札候補者のほか、調査基準価格を下回る価格で入札した者もすべて保留とし、中央市低入札価格調査実施要領(平成20年中央市訓令第12号)に基づく調査をし、その結果、適合した履行がされると認められたときは、価格の低い順に落札候補者となる。

4 入札額に同額がある場合は、くじ引きにより落札候補者の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札参加者又はその代理人が立会人として開札に立ち会っていないときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 入札事務担当者は、入札日に入札執行表を作成するものとし、当該入札に係る入札書等を提出したすべての入札参加者及び入札金額を記載するものとする。

(落札者の決定等)

第18条 落札候補者は、指定された日時及び場所に、中央市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式第7号)又は中央市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(共同企業体用)(様式第8号。以下「申請書」という。)及び公告で指定された落札候補者の提出書類等とともに直接持参し、提出するものとする。

2 市長は、落札者が決定するまで、最も入札価格の低い落札候補者から順に、申請書、公告及び共通説明書で指定された提出書類等を、提出日の翌日から起算して3日以内(土曜、日曜日、祝祭日を除く。)に審査を行うものとする。

- 3 審査の結果、第1番目の落札候補者が不合格となった場合は、新たに次の順位の者を落札候補者として審査を行うものとする。
- 4 審査の結果、落札候補者が合格したときは、落札者として決定されたものとし、市長は速やかに中央市事後審査型条件付き一般競争入札落札者決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。
- 5 落札候補者が落札決定までに公告及び共通説明書に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者の資格を失う。
- 6 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者に対して、中央市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格不適格通知書(様式第10号。以下「不適格通知書」という。)を送付するものとする。
- 7 不適格通知書を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(土曜、日曜日、祝祭日を除く。)に入札参加資格を満たしていないとされた理由について説明要請書(様式第11号)により説明を求めることができる。
- 8 市長は、前項の規定により説明要請書が提出された場合は、委員会に諮り受理した日から起算して3日以内に説明要請に対する回答書(様式第12号)により回答するものとする。
- 9 不適格通知書の送付を受けた者は、市長が落札決定を受けた者と契約を締結すること及び第20条に規定する入札の結果を公表することを妨げることはできない。
- 10 市長は、落札候補者の審査及び不適格通知書を受けた者からの説明に関し、委員会の審議を経て決定することができるものとする。

(費用の負担)

第19条 入札に係る申請書等の作成、提出などに要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(入札結果の公表)

第20条 入札結果は、落札者を決定した日から遅滞なく、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第8条及び中央市建設工事入札制度合理化対策要綱(平成18年中央市訓令第37号)第9に基づき、又はこれらに準じて公表するものとする。

(異議申立て)

第21条 入札参加者は、入札後、説明書、設計図書、仕様書等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

(その他)

第22条 この告示に定めるもののほか、事後審査型入札の執行に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年1月1日から施行する。

(中央市事後審査型条件付き一般競争入札試行要領の廃止)

2 中央市事後審査型条件付き一般競争入札試行要領(平成19年中央市告示第36号)は、廃止する。

附 則(平成30年告示第2号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第31号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の中央市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領の規定は、この告示の施行の日以後の公告に係る入札について適用し、同日前の公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則(令和4年告示第1号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の中央市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領の規定は、この告示の施行の日以後の公告に係る入札について適用し、同日前の公告に係る入札については、なお従前の例による。

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第10条関係)

様式第5号(第13条関係)

様式第6号(第15条関係)

様式第7号(第18条関係)

様式第8号(第18条関係)

様式第9号(第18条関係)

様式第10号(第18条関係)

様式第11号(第18条関係)

様式第12号(第18条関係)